

## 資料 1

日証協(企)56第38号  
昭和56年5月28日

大蔵省  
証券局長 吉本 宏殿

社団法人 日本証券業協会  
会長 北 裏 喜一郎

### 従業員持株制度の整備、拡充について

従業員持株制度は、今日上場会社の約8割が採用するに至っており、勤労者の財産形成の促進等に大きく寄与しております。しかしながら、非上場会社においては、現在従業員持株会の買付対象株式が自社株式に限られており、自社株式を買付対象株式とした場合その市場性等において難点があるところから、未だ上場会社におけるほどの普及をみておりません。

このような現状にかんがみますと、従業員持株制度を通じ個人株主層の裾野を広くし個人株主の育成に資する見地からも、同制度を非上場会社に広く普及させることが必要と考えられます。

つきましては、従業員持株制度について、その法的構成について所要の整備を図った上で、従業員持株会の買付対象株式を自社株式以外にも拡大することといたしたく、下記事項につき御照会申し上げます。

### 記

#### 1. 従業員持株制度の法的構成の整備について

「従業員持株会設立契約書」、「従業員持株会規約」等従業員持株会の設立を証する書面における所要の箇所を次のように修正する等従業員持株会を民法第667条第1項の規定に基づく組合として明確に位置づけること等により、同制度が証券投資信託法第3条に抵触するおそれはなくなるものと考えてどうか。

- (1) 従業員持株会の会員従業員が株式の購入等のために同会に拠出する金銭（いわゆる「拠出金」、「奨励金」、「臨時拠出金」等）は、会員従業員の同会に対する出資であることを明確に規定する。
- (2) 従業員持株会理事長等に管理信託された株式に係る配当金及び中間配当金を株式の購入に充てる場合においては、当該配当金及び中間配当金は、各会員従業員か

ら従業員持株会に出資される旨を明確に規定する。

- (3) 「従業員持株制度約款」(従業員持株会と従業員との個別契約)の締結による方式の従業員持株制度については、株式買付資金、信託株式に係る配当金等は個々の従業員の所有に帰する旨を明確に規定する。

2. 従業員持株会の買付対象株式の範囲の拡大について

上記1のように従業員持株制度の整備を図った上で、従業員持株会の買付対象株式の範囲を次のように拡大して差し支えないか。

- (1) 自社株式
- (2) 親会社等人的・資本的関係のある会社、経常的な取引関係にある会社の株式のうち、従業員持株会が選定した株式

以 上

蔵証第679号  
昭和56年6月1日

日本証券業協会  
会長 北 裏 喜一郎 殿

大蔵省証券局長  
吉 本 宏

### 従業員持株制度の整備、拡大について

昭和56年5月28日付をもって照会のあった標記の件については、次のとおり取り扱うこととしたから御了知の上貴協会会員に周知徹底されたい。

#### 記

1. 従業員持株制度の法的構成の整備について  
貴見のとおり。
2. 従業員持株会の買付対象株式の範囲の拡大について  
次の事項の遵守を条件として、貴意のとおり取り扱って差し支えない。
  - (1) 2以上の銘柄の株式を買付対象株式とするときは、当該銘柄ごとにそれぞれ従業員持株会を設立すること。
  - (2) 自社株式以外の株式を従業員持株会の買付対象株式とするときは、上場株式に限ることとし、かつ、当該株式の発行会社の財務状況、株価の変動から見て従業員の財産形成に資するものであること。
3. 従業員持株制度運用上の留意事項  
従業員持株制度の運用に当たっては、従業員持株制度の趣旨に沿い、その健全性及び安全性の確保を図るとともに、従業員の意志が十分に反映されるよう留意すること。

以 上

## 資 料 2

昭和46年6月4日

大 蔵 省  
証券局長 志 場 喜徳郎 殿

日本証券業協会連合会  
会 長 瀬 川 美能留

### 「従業員持株制度」に関する取扱いについて

従業員持株制度は勤労者の財産形成の促進とともに自社の株式を保有させることによる経営への参加意識の高揚をねらいとして近年各企業で実施をみております。

この制度につきましては、証券会社はその事務を取扱っておりますので、その運用にあたって、法令違反の生じないよう下記事項につきご照会申し上げます。

なお、ご回答につきましては、従業員持株制度または証券投資信託法と関連のある信託協会および証券投資信託協会等にも同時に周知徹底をおはかりいただきたくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 「従業員持株会」の会員の範囲について

従業員持株会の会員は、当該会社の従業員に限ることを原則としておりますが、それ以外に資本関係等で密接なつながりをもつ会社の従業員を会員に含む場合、その範囲をどうするか。

#### 2. 「従業員持株会」が取得する有価証券の範囲について

従業員持株会は当該会社の株式のみを取得しておりますが、当該会社発行の社債等他の有価証券を併せ取得することは差支えないか。

以 上

蔵証第1471号  
昭和46年6月10日

日本証券業協会連合会  
会長 瀬川 美能留 殿

大蔵省証券局長  
志場 喜徳郎

### 従業員持株制度に関する証券投資信託法上の取扱いについて

昭和46年6月4日付をもって照会のあった標記の件については、次のとおり取扱うこととしたから御了知のうえ、貴協会会員に周知徹底されたい。

#### 記

#### 1. 「従業員持株会」の会員となる従業員の範囲について

従業員持株会の会員となる従業員は、当該会社の従業員及び当該会社の子会社の従業員で当局が当該会社の従業員に準ずるものと認めるものに限られること。

(主旨)

現在行われている従業員持株制度の仕組みは、その会員となる範囲を拡大すると証券投資信託法第3条の趣旨にてらし法令違反の疑義が生ずるので、持株会の会員となる従業員の範囲は制限的に解する必要がある。

従って、その範囲は当該企業の従業員のほか資本関係、人的関係等からみて、実質的に当該企業の従業員と同様と認められるものに限るものとする。

#### 2. 「従業員持株会」が取得する有価証券の範囲について

従業員持株会の取得する有価証券は、自社株式（当該株式に割当てられた転換社債を含む。）に限られること。

(主旨)

従業員持株会の趣旨は、当該企業の従業員に自社株式を保有させることにより安定株主としての機能を期待するとともに、その福利増進をはかり、安定した雇用関係の確立に資することにあり、単に投資のみを目的とするものではない。従って、自社株式以外の有価証券を取得することは、従業員持株会の趣旨に沿わず、むしろ投資とし

ての運用を目的とするものと考えられ、証券投資信託法第3条に抵触するおそれが生ずるので認められない。

なお、以上の趣旨から社債の保有を目的とする同様の制度（例えばいわゆる社債保有会）は、好ましくないので認められない。

以 上

抜 粋

蔵 証 第 1 0 0 2 号  
平成 4 年 7 月 2 0 日

殿

大蔵省証券局長 小 川 是

企業内容等の開示に関する取扱通達について

企業内容等の開示に関する取扱通達

A 基本通達

法第 5 条（有価証券届出書の提出とその添付書類）関係

5-10 従業員持株会への株式を譲渡する場合の取扱いに当たっては、おおむね次のような条件に合致している場合には、従業員持株会を 1 人株主として取扱うことができることに留意する。

- ① 株主名簿に「持株会」の名義で登録されていること。
- ② 議決権の行使は、「持株会」が行うこと。
- ③ 配当金を「持株会」でプールし運用するシステムをとっていること。

以 上

(大蔵省証券局作成資料)

4. 11. 12

従業員持株制度の運用の弾力化

個人投資家の長期的で安定的な株式投資を促進する観点から、従業員持株制度の一層の促進を図るため、制度運用の弾力化を行う。

(1) 拠出金の弾力化

従業員は、拠出する金額を機動的に変更すること（具体的には、給与天引きによる拠出の口数の変更、給与天引きによらない臨時拠出による）ができる。退職時等の臨時拠出についても0.5単位の上限は撤廃する。

(注) 口数の変更、臨時拠出は、内部者取引規制の対象外とはならない。

(2) 入会時期の運用の弾力化

入会を随時受け付けることができる。

(注) 入会は、内部者取引規制の対象外とならない。

(3) 拡大従業員持株会の設立要件の緩和

—— 店頭登録株式を買い付ける拡大従業員持株会 ——

親会社等の株式を買い付ける場合（拡大従業員持株会）には、上場株式に限られてきたが、店頭登録銘柄を追加する。

(4) 買付日の弾力化

買い付けについて、規約等であらかじめ定めた方法（例えば、数日の前場と後場に均等額ずつ買い付ける）により、機械的に分割発注できる。

(5) 今回の通達改正は、上記(3)に関するものである。その他の項目については、証券業協会において現在作成作業中の従業員持株制度の運営に関するガイドラインに盛り込まれる。実施会社においては、ガイドラインの完成後、規約を改正して運営を弾力化できることとなる。

(以 上)